

○ 財務省告示第 319 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 11 月 20 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 22 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 27 回	10,000,000,000 円	105.72 円
〃	第 27 回	9,700,000,000 円	105.87 円
〃	第 27 回	300,000,000 円	105.91 円
合 計		20,000,000,000 円	